

会員各位

2008年4月11日  
社団法人日本農業法人協会

## 外国人研修生・実習生を受入されている会員の皆様

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、別紙新聞報道にもございます通り、農業分野における外国人研修生・実習生の受入について、様々な問題が起きております。

近年、法務省や厚生労働省では、外国人研修生受入制度の厳格化を明言しており、それに伴う研修体制や労働基準法等の遵守を調べる監査の件数が大幅に増加しています。

また農業研修生・実習生の受入が制度化されてから10年以上が経過する中、不当な扱いを受ける研修生や実習生は、労働基準監督局や労働組合などに直接行って相談するといったケースも増えてきております。

実習生は「労働者」であり、日本人を雇用するのと同じです。労働基準法等によって定められたルールを守る必要があります。巷間と言われるような「安価な労働力」では決して無いということを、業界全体がしっかり認識する必要に迫られています。

農林水産省からも、当協会に対し「協会会員の皆さんがこうしたトラブルに巻き込まれて被害を受けることが無いよう」旨の連絡がございました。

外国人研修生・実習生の受入を行っている皆様におかれましては、くれぐれもご留意の程よろしくお願い申し上げます。

謹白

# 未払い賃金など請求

国際農業協会  
など相手取り

## 中国人3人が提訴

熊本地裁

社団法人・県国際農業  
交流協会が窓口となって

受け入れた中国人農業実  
習生三人が九日、県内の  
農家・農場で最低賃金以  
下で働かされたなどとし  
て、同協会と農家・農場、  
外国人研修・実習制度を  
支援する国際研修協力機  
構（JITCO）に対し、  
総額約二千万円の損害賠  
償などを求める訴えを熊  
本地裁に起こした。

訴えたのは、山東省出  
身の二十一～三十代の女  
性。訴状などによると、  
三人は二〇〇六年四月

から約一年九カ月間、阿  
蘇市のトマト農家など

で、最賃（県内現行六百  
二十円）以下の時給三百  
五十～四百円で残業させ  
られたほか、上益城郡山  
都町の農場などにも二重  
派遣され、旅券を取り上  
げられるなど非人間的な  
扱いを受けて精神的苦痛  
を被った、などとしてい  
る。

損害賠償は一人当たり  
約六百五十万円。未払い  
分の賃金や慰謝料のほ  
か、三年間の研修・実習  
を途中で受けられなくな



提訴前に、農家での労働実態などを訴える中国人  
実習生＝9日午前11時10分すぎ、熊本地裁前

ったことによる逸失利益  
も含まれている。

提訴前の集会では、支  
援者ら約三十人を前に、  
原告らが「私たちは道具  
のように扱われた。同じ  
境遇の仲間を勇気づける  
ためにも裁判に勝ちた  
い」と訴えた。

提訴に対し、同協会は  
「代理人の弁護士に対応  
を二任している」、JITCOは「訴状を見てい  
ないのでコメントできな  
い」としている。  
また、提訴後、三人が  
加入している地域労組

「ローカルユニオン熊本」  
と、支援団体の「コムス  
タカ―外国人と共に生き  
る会」が、県国際農業交  
流協会を監督する県農業  
経営課に、同協会の認可  
取り消しなどを申し入れ  
た。  
(石貫謹也)